

発議第5号

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員 松 葉 晴 彦

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔  
杉 本 健 三  
伊 嵩 明 博  
水 門 義 昭  
佐 竹 稔  
車 戸 明 良  
中 箴 博 之  
岩 垣 和 彦  
真 野 栄 治

提案理由

会派制度の見直しに伴い改正しようとする。

発議第5号

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

提案理由

会派制度の見直しに伴い改正しようとする。

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、高山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高山市議会における<u>会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）</u>に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務調査費は、<u>会派</u>に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 <u>各会派</u>に対して交付する政務調査費の年額は、<u>当該会派の所属議員数に200,000円を乗じて得た額以内とし、毎月、次条に規定する使途に要した額を交付する。</u></p> <p>2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により<u>当該会派分につき</u>政務調査費の交付額を調整する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、高山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高山市議会における<u>会派（所属議員が2人以上のものをいう。）又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）</u>に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務調査費は、<u>会派等</u>に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 <u>会派等</u>に対して交付する政務調査費の年額は、<u>会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に200,000円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては200,000円以内とし、毎月、次条に規定する使途に要した額を交付する。</u></p> <p>2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により政務調査費の交付額を調整する。</p>

<p>(経理責任者)</p> <p>第5条 <u>会派</u>は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支決算報告書の提出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>会派</u>が解散等により消滅したときは、前項の規定にかかわらず、<u>当該会派</u>の経理責任者であった者は、前項の収支決算報告書を消滅後速やかに作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>(政務調査費の返還)</p> <p>第7条 市長は、政務調査費の交付を受けた<u>会派</u>が、第4条の規定に反した場合は、当該政務調査費の一部又は全部に相当する額の返還を命ずることができる。</p>	<p>(経理責任者)</p> <p>第5条 <u>会派等</u>は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支決算報告書の提出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>会派等</u>が解散等により消滅したときは、前項の規定にかかわらず、<u>当該会派等</u>の経理責任者であった者は、前項の収支決算報告書を消滅後速やかに作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>(政務調査費の返還)</p> <p>第7条 市長は、政務調査費の交付を受けた<u>会派等</u>が、第4条の規定に反した場合は、当該政務調査費の一部又は全部に相当する額の返還を命ずることができる。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。